

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり一部廃止しました。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 指定番号
第382号
- 2 指定年月日
平成19年3月8日
- 3 道路の名称
Ⅱ・Ⅲ・71号国鉄嵯峨駅北通
- 4 道路の幅員
(一部変更前) 11.0メートル
(一部変更後) 11.0メートル
- 5 道路の延長
(一部変更前) 143.0メートル
(一部変更後) 143.0メートル
- 6 道路の位置
京都市右京区嵯峨天龍寺広道町地内～京都市右京区嵯峨大覚寺門前八軒町地内
- 7 備考
道路を一部廃止するものである。

(都市計画局建築指導部指導課)